

九州大は1日、教職員の同性などのパートナーを配偶者とみなして、結婚休暇や扶養手当などを適用する福利厚生制度の運用を始めた。性的少数者のカップルらを公認する「パートナーシップ宣誓制度」を導入する自治体が増える中、大学や企業などの職場にも配慮が広がっている。

## 同性のカップル 配慮広がる職場

任意後見人とする公正証書や住民票、独身証明書が必要だ。きっかけは昨秋、同性のパートナーがいる教員からの相談だった。教員は自身の性的指向が職場で広がることに不安もあったが「自分のような存在が学内にいることを大学側に知ってほしかった」。大学側は制度の変更とともに、各部署に個人情報保護の徹底を指示したという。

### 識者「情報の保護徹底を」

で行われるという。厚生労働省が2019年に行った企業に対する調査（有効回答23088社）によると、性的少数者に配慮する取り組みを実施していると回答したのは10.1%。このうち同性パートナーに慶弔休暇を適用する企業は16.1%、家族手当は8.7%だった。

三好不動産（福岡市）は20年、同性などのパートナーがいる社員に福利厚生制度を適用。自治体のパートナーシップ証明書を提出すれば、家族手当や結婚祝い金、本人や家族の弔慰金が支給されると語る。

（梅本邦明）

# 九大、パートナーにも福利厚生

任意後見人とする公正証書や住民票、独身証明書が必要だ。

きっかけは昨秋、同性のパートナーがいる教員からの相談だった。

教員は自身の性的指向が職場で広がることに不安もあったが「自分のような存在が学内にいることを大学側に知ってほしかった」。

大学側は制度の変更とともに、各部署に個人情報保護の徹底を指示したという。

また同大は同日から、戸籍上の名前に抵抗感のある教職員に配慮して通称名の使用を認めた。

諸手当の届け出や座席表、人事異動の通知書などが通称名

で記載される。個人情報を守るため、申請は所属長ではなく総務部に直接行う。

自治体のパートナーシップ制度は九州では福岡、北九州、熊本、3政令市や佐賀県などが導入済み。福岡県も1日に始めた。

中村学園大短期大学の井上智史講師（ジェンダー論）は企業での取り組みについて「大企業では徐々に広がっているが中小企業はまだ少ない」と指摘。

「制度があっても安心して利用できないという意味がない。企業側は個人情報の保護も徹底すべきだ」と語る。